

令和 7 年 第 5 回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 2 日（金） 1 3 時 3 0 分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5 階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
1 0	古能 聖人	1 1	玉木 勝広	1 2	坂野 清史
1 3	比企 義一	1 4	二宮 隆徳	1 5	山内 裕司
1 6	大和 眞二	1 7	河野 和弘	1 8	菊池 健三
1 9	欠 席				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4. 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人選出

第 3 付議案件について

議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件

議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 1 件

議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
 (所有権移転) 6 件

議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

(利用権設定) 10 件
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 8 件
追加議案第 20 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 6 年度最適化活動の点検・評価結果等について
- ・令和 6 年度農業者年金加入実績について
- ・第 6 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 7 年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中 17 名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は「1 番、濱田 善純委員」と「19 番、柴田 紳一郎委員」です。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「13 番、比企 義一委員」、「14 番、二宮隆徳委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 14 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 14 について説明します。
番号 14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「4,951 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は農業後継者に農地を譲り渡したい。譲受人は農地を譲り受けて後継者として農業に精進していきたい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号14について説明いたします。

譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で親子にあたります。今回で3回目ですが、経営主である「〇〇〇〇」さんに、徐々に農地を譲っていこうということで、親子間の譲渡でありますので、何ら問題ないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号14について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号15について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号15について説明します。

番号15, 農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「411㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでいて管理ができないので譲り渡したい。譲受人は自宅の隣接地なので耕作上便利のため譲り受けたい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載され

た内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 この場所は「〇〇〇〇」さんの自宅のすぐ裏にある場所で、この辺りは川沿いで、県道の工事も予定されており、「〇〇〇〇」さん自身の土地も少し減っていくため、倉庫などを移動しないといけなくなり、近辺の畑も取られていく予定の場所であります。「〇〇〇〇」さんも年を取り、後継者も亡くなられたので、遠くの農地は手放して他の人に耕作してもらったりしていますが、この土地は家のすぐ裏で都合のいい場所なので、耕作したいということです。
以上です。

議 長 番号15について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号16について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号16について説明します。
番号16, 農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,568 m²」、外6筆、計「4,915 m²」、3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は遠方に転出して管理ができないため譲り渡したい。譲受人は農地を譲り受けて耕作したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 16 番について説明します。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは、I ターンにより夫婦で就農された 2 人です。以前もお話したとおり「〇〇〇〇」さんはうつ病になり、奥さんの「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの快方を願い、女手一つで耕作を頑張っていました。が、「〇〇〇〇」さんは治療のために実家の〇〇〇〇に帰ったまま戻ってこなくなり、住所も〇〇〇〇県に変えてしまいました。「〇〇〇〇」さんは自分の名前で共選出荷をしますということで、経営者に切り替えるために今回のとおりとなりました。
よろしくをお願いします。

議 長 番号 16 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。
番号 5 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 17 号、番号 5 について説明いたします。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「畑」です。面積は「685 m²」、「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「畑」です。面積は「5.1 m²」、2 筆の合計面積が「690 m²」の所有権移転です。
譲渡人は「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、現在「〇〇〇〇」の方です。
譲受人は「〇〇〇〇」さん、建築業の方です。
転用の目的は、建売住宅用地としてです。
転用の理由は、譲渡人は高齢で財産を整理するために売却するものです。譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇で建築業務をしてお

りますが、最初の建売住宅事業地として、住宅地としての需要が見込める申請地を探しておりましたが、適当な土地が見つかり検討したところ、最適な土地と考えて購入を進めることとなりました。

八幡浜市中心地区と保内地区を連結する高規格道路のインターチェンジに近く、今後も予定されている大洲市への全線開通に伴って、広範囲の通勤圏内となり、住宅地として有望な〇〇〇〇地区にある土地を転用申請するというものです。

続いて参考資料の 1、2 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から南に 392 メートル、〇〇〇〇から 506 メートル、〇〇〇〇から東に 515 メートル、また〇〇〇〇から市道を 1 本挟んだ隣に位置しております。

この隣接地も、令和 7 年 1 月に転用を既にしております。広い土地の半分ぐらいを、もうすでに 1 月に転用したわけです。その残り地の隣地というところです。

前面道路には水道管、下水道管が埋設しており、4 メートル以上の道路のため、建築確認可能な道路の沿道となり、容易にこれらの便益を享受でき、かつ概ね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから、市街地の区域にある農地に該当するため、第三種農地となります。

この第三種農地の転用は同通知により原則許可することができることから、本案件は転用の確実性や、周辺の営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料 3 ページには地番地目図、4 ページに写真、5 ページに土地利用計画図、6、7、8 ページに建築の平面図を掲載しておりますのでご確認くださいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 今説明ありましたように、この場所は〇〇〇〇のソフトボールができる多目的広場がありますが、そのすぐ隣にありまして、先ほど説明があったとおり参考資料の 2 ページの「〇〇〇〇」さんの家と今回の申請地の間の土地が 1 月に転用されました。今回この場所が申請されましたが、特に問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案第 17 号番号 5 について、ご意見、ご質問ございま

せんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」、一括契約を上程します。

議 長 番号 1 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 18 号について説明いたします。

番号 1、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「233 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 議案第 18 号 1 番の説明をいたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんは以前農業委員をしていた「〇〇〇〇」さんの息子さんで、「〇〇〇〇」さんは以前からこの畑を買い取りますということで耕作をしていたんですけれども、「〇〇〇〇」さんが亡くなった後の相続に関する名義の変更の関係とか色々ありまして、今日に至るまで売買が成立しなかった次第で、今回やっと売買できるようになったということです。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま議案第 18 号番号 1 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号2から5について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2から5について一括で説明します。

番号2、所有権を移転する農用地「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「30 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,178 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

次のページです。

番号4、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,216 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,914 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは、2番から5番の説明をさせていただきます。

まず2番ですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、会社に勤められている旦那さんと2人でみかんづくりをされております。買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、奥さんと息子さんの3人でみかん

づくりをされております。今回、「〇〇〇〇」さんが園内道を作るのに、農道からの入口がちょうど「〇〇〇〇」さんの畑だったこともあり、「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの方に畑を分けて欲しいとお願いしたところ、快く受け入れてもらい今回の運びとなっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

次に3番ですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、会社に勤めておりまして、兼業でみかんづくりをしておりましたが、仕事が忙しく、なかなか手が行き届かないということで、畑の処分を考えられておりました。買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、両親とみかんづくりをされております。今回「〇〇〇〇」さんの畑が「〇〇〇〇」さんの畑の隣接園で、かつ共同園内道で繋がっているということもあり、「〇〇〇〇」さんがぜひ買いたいということで、今回の運びとなっております。何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

次に4番の説明をさせていただきます。売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳の高齢で、ほぼほぼ1人で今までみかん作りをされておりました。買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、両親とみかんづくりをされており、積極的に規模拡大を図られております。この畑は以前から「〇〇〇〇」さんが辞めるときには「〇〇〇〇」さんにとということに決まっておりました。こちらは何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

最後に5番の説明させていただきます。売り手の「〇〇〇〇」さんは4番で説明した通りで、買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇出身のIターン就農4年目になる方です。就農以前から「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは付き合いがありまして、今回のこの畑も以前から「〇〇〇〇」さんが辞める時には「〇〇〇〇」さんという約束になっていた畑となります。こちらは何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 ただいま番号2から番号5について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして番号 6 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 6 について説明します。
 所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」地目、現況「樹園地」面積「547 m²」、外 2 筆、計「1714 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇〇」。
 以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 8 番 「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんのお宅は親、子、孫の三世代で農業を行っております。売買理由ですが、高齢ということで、私の近所の方々に、何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
 以上です。

議 長 ただいま番号 6 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」、一括契約を上程します。

議 長 番号 8 から 9 について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 8 から 9 について一括で説明します。
 番号 8、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、

現況「樹園地」、面積「738 m²」、新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」です。

番号 9、農地の所在「〇〇〇〇1」、地目、現況「樹園地」、面積「914 m²」、外 1 筆、計「1,109 m²」、新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 それでは 8 番、9 番をご説明いたします。

8 番「〇〇〇〇」さんは高齢のために規模を縮小したいということです。「〇〇〇〇」君は面積を増やして経営を安定したいということです。

9 番「〇〇〇〇」さんも高齢のため面積を減らしたいということで、「〇〇〇〇」君も経営面積を増やして、安定経営を目指したいということです。何ら問題ないと思います。

承認のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま議案第 19 号番号 8、9 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 10 と 11 について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 10、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「202 m²」、新規の使用貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇

○」、使用貸借です。

番号 11、農地の所在「○○○○」地目、現況「樹園地」面積「2,888 m²」外 16 筆、計「13,462.37 m²」、新規の使用貸借です。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは 10 番、11 番を説明させていただきます。

10 番「○○○○」さん、旦那さんの「○○○○」さんが亡くなられて、今は 1 人でおられます。この農地は家から近い家庭菜園用の園地です。「○○○○」さん〇〇歳、身内ではありませんが、この方とちょうど隣に住まわれている近所の方です。今回この農地を作っていただけませんかを持ちかけたところ、「○○○○」さんが快く引き受けたということで、何ら問題ありません。

続きまして 11 番「○○○○」さん。「○○○○」さんは娘婿になります。○○○○を早期退職されて、今回農家になりました。この農地は全て「○○○○」さんの農地ですが、全て小作に出していた農地で、今回小作の期限が切れたのを契機に、娘婿の「○○○○」さん〇〇歳が全て管理するという運びになりました。何ら問題はありません。以上です。

議 長 ただいま番号 10 と 11 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 12 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 12 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,522 m²」、外1筆、計「2,282 m²」、新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 12 番について説明します。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんは高齢のため、この園地を耕作するのが難しくなったところ、隣の園地を耕作していた I ターンの「〇〇〇〇」さんが作ってもいいよということで了解を得まして、園地集約という関係もありまして、こういう運びになりました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号 12 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 13 と 14 について一括して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 13 と 14 について一括で説明します。

番号 13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「617 m²」、外9筆、計「10,661 m²」、新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

番号 14、農地の所在「〇〇〇〇」地目、現況「樹園地」面積「348 m²」、新規の使用貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは13番と14番の説明をさせていただきます。

まず13番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、夫婦でみかんづくりをされております。高齢で、息子さんもみかんづくりを継ぐ予定がないため、規模の縮小を考えられておりました。

借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇出身の〇〇歳で、Iターン就農を機に家族も八幡浜の方に引っ越しされております。奥さんは勤められているため、1人でこの1町余りの畑を今現在管理されております。今まで「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で3年間ほど研修を受けてきて、最初の1年間は「〇〇〇〇」さんのところでアルバイトとして働いていた関係で、「〇〇〇〇」さんとはお互い気心も知れておりまして、今回、この「〇〇〇〇」さんの畑の一部を「〇〇〇〇」さんが借り受けるという形で就農の運びとなっております。何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

次に14番ですけど、貸し家の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で高齢のため、みかん山はほとんど処分をしております、倉庫の上にあったこの畑のみ作られておりました。

借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇で〇〇〇〇を務められ、今は〇〇〇〇をされておられ非常にバイタリティー溢れる方です。今回の畑がちょうど「〇〇〇〇」さんの畑の隣接園にあるということで、双方合意の上、契約が成立しておりますので何ら問題ございません。

よろしくお願いします。

議 長 番号13と14について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 15 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 15 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「415 m²」、外 1 筆、計「916 m²」、新規の賃貸借です。
貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは 15 番の説明をいたします。
所有者「〇〇〇〇」さんが〇〇歳で、近年体調崩されまして耕作面積を減らしております。今回の畑もその一部に当たります。
耕作者「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇出身の I ターン就農です。奥さんと 2 人で作業されております。計画的に作業を進められる方で、この畑以外にも毎年計画的に畑を増やしておりますが、今回のこの畑も近隣に畑があるということで話を持っていたところ、快く私が作りたいということで、「〇〇〇〇」さんに作っていただく運びとなりました。
問題ないと考えております。よろしくお願いします。

議 長 番号 15 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 16 と 17 について一括して、事務局の説明を求め

ます。

事務局

番号 16 から 17 について一括で説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「397 m²」、新規の使用貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,265 m²」、外 2 筆、計「3,728 m²」、新規の使用貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

12 番

16 番、17 番について説明します。

16、17 番の貸し手は「〇〇〇〇」さん、〇〇歳になられる方で奥様と 2 人で経営されています。ご子息はおられるんですが、就農される予定はないということで、園地の縮小を考えておられます。

16 番の借り手「〇〇〇〇」さんは現在〇〇歳、奥様と 2 人で 3 反 8 畝の園を管理されています。ご高齢ではあるのですが、今回の園地がご自宅の隣ということと、まだまだ元気に仕事されているということで問題ないと思います。

17 番の借り手「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、ご家族で 2 町の園地を経営されています。今回の園地は「〇〇〇〇」さんの園地の隣ということで、今回の話になりました。問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議長

番号 16 と 17 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 26 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「5,088 ㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、賃借人「〇〇〇〇」、解約の理由は「耕作できなくなったため」です。
以降の案件は報告事項ですので説明は省略いたします。
以上です。

議 長 報告事項でありますので以上で終わります。

議 長 続きまして追加議案を上程いたします。

事 務 局 総会資料発送後に申請が出てきました。1 ヶ月お待たせすることになりますので追加議案としました。

 それでは追加議案第 20 号番号 1 を説明します。

 今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

 申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、農地の所在「〇〇〇〇」、地目は「畑」です。

 農地の名義は「〇〇〇〇」さんのお父さん「〇〇〇〇」さんです。

 面積「361 ㎡」のうち「199 ㎡」を変更するものです。

 農用地区域の除外申出に至る理由は、現在所有する農業用倉庫が手狭で、拡張する余地がないため、新たに農業用倉庫を建設したい。またこの該当農地が、耕作している農地の一番端に位置していることから利便性が良く、道路に接しており車などの出入りが容易で、急傾斜地でない場所を選定した結果、申請地を選びました。

 申請地は周囲に所有地もあり、作業効率の増加を見込むことができ、周辺の農地に対し農業上の支障が出る恐れもないことから、計画変更を申請するものです。

 参考資料の 1 ページから 2 ページに変更の位置図、3 ページに公図、4 ページに測量図、5 ページに倉庫の設計図、6 ページに写真をつけております。

 この申出地は〇〇〇〇から西に 410 メートル、〇〇〇〇から約 700

メートルに位置しております。なお変更については、農業用倉庫を建てるということではあるんですが、200 m²以下の軽微な変更として扱われるため、農地転用までは行わないものとなります。農地を農地以外への転用を行う場合に、その農地が農用地区域内の農地であれば、農業振興地域整備計画に係る変更申請を市長部局の農林課へ提出する必要があります。

今回市長部局から農地以外への利用について問題がないかを、当委員会に求められております。

以上、説明となります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 それではこの議案について説明いたします。

「〇〇〇〇」君、高野地で面積も拡大して、優秀で地元後継者として 有望な方です。

「〇〇〇〇」君の倉庫は、古い今の倉庫しか知らないんですが、手狭なもので、面積を広げてリフトとか色々入れたいということです。ので、何ら問題ないと思いますので、承認のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの番号1についてご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年5月2日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 比 企 義 一

議事録署名人 二 宮 隆 徳